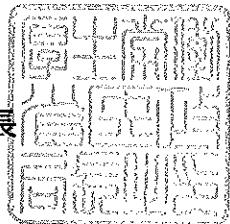


医政発0210第9号
平成23年2月10日

社団法人 全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局長



外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

標記について、別添通知を各都道府県知事あて発出したので御了知いただき
ますようお願ひいたします。

写

医政発0210第8号
平成23年2月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について（通知）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成23年4月1日から施行されることとなったところであり、また、臨床修練制度の運用及び審査期間の見直しを併せて行うこととしたところである。

貴職におかれては、下記の事項について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等へ周知方願いたい。

記

第一 改正省令等の趣旨

「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）において、医師・看護師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化を図る観点から制度・運用の見直しを行うこととされた。

これを受けて、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号。以下「規則」という。）を改正し、臨床修練の許可申請書に添付することとされている書類（以下「添付書類」という。）を簡素化するとともに、臨床修練の許可申請書の様式を見直すこととした。また、臨床修練の許可に係る運用を見直すとともに、臨床修練の許可並びに臨床修練指導医、臨床修練指導歯科医及び臨床修練指導者の認定の処理期間を短縮することとした。

第二 改正省令の内容

- 1 以下に掲げる書類について、添付書類から除外したこと。（規則第4条第2項）
 - (ア) 臨床修練を終えた後、外国において診療等に従事することを証する書類
 - (イ) 外国で、免許の取消し等の処分を受け、その資格に係る業務を行うことができない者等に該当しない旨を申述する書類
 - (ウ) 日本国内で、資格に係る業務に関する犯罪又は不正の行為があった者等に該当しない旨を申述する書類
- 2 添付書類のうち、外国において医師等に相当する資格を有することを証する書面について、原本ではなく写しを添付することとしたこと。（規則第4条第2項第3号）
- 3 添付書類のうち、一定の事項を記載した診断書について、日本の医師によるもののみならず、外国の医師（申請者本人を除く。）によるものであっても差し支えないこととしたこと。（規則第4条第2項第7号）
- 4 臨床修練の許可申請書について、1に掲げる事項に関する申述欄を設けたこととしたこと。（規則様式第1号）

第三 「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」の一部改正

「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」（平成6年10月31日付け健政発第782号）の別添2中「外国医師又は外国歯科医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練」に改め、別添2の別表第9中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」に、「二月」を「一月」に改めること。

第四 臨床修練の許可に係る運用の見直し

- 1 臨床修練の許可については、許可申請者の入国後に、許可申請書及びその添付書類を厚生労働大臣に提出することによって申請しなければならないこととしている

るが、今般、許可申請書及びその添付書類（旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し（以下「旅券等」という。）を除く。）については、許可申請者の入国前に、厚生労働大臣に提出することとして差し支えないこととしたこと。なお、旅券等については、許可申請者の入国後に、厚生労働大臣に提出しなければならないことに留意すること。

- 2 以下の要件を満たす場合には、許可申請者の入国日の翌日（入国日が（ア）の入国予定日より早まった場合にあっては入国予定日）から起算して5日以内（行政機関の休日については、日数として計算しない。）に、臨床修練の許可を行うこととしたこと。
 - (ア) 入国予定日の15日前までに、許可申請書及びその添付書類（旅券等を除く。）及び在留資格認定証明書の写しについて、郵送により厚生労働省に提出されていること（入国予定日の15日前までに厚生労働省に到達していることを要する。）。
 - (イ) 入国日の当日中に、旅券等について、メール又はファクシミリにより厚生労働省に提出されていること。
 - (ウ) 許可申請書及びその添付書類に不備等が認められないこと。
 - (エ) 許可申請書及びその添付書類の内容を審査した上で、臨床修練の許可を与えて差し支えないものと認められること。

第五 施行期日等

- 1 改正省令については、平成23年4月1日から施行することとしたこと。ただし、改正省令の施行の際現にある様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。
- 2 第三及び第四に関する取扱いについては、平成23年4月15日から適用することとしたこと。



(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決・司法修習委員会規則中一部改正・弁護士推薦委員会規則中一部改正・司法修習委員会規則中一部改正・地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他の

会社決算公告

公 司 公 告

省 令

○即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約外二十二件の一部変更を認定した件
(公正取引委・消費者庁)

○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件 (厚生労働三〇)

公 司 公 告

○外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働一六)

〔告 示〕

(官庁報告)

官 庁 事 項

平成23年2月10日木曜日官報
平成二十三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額 (内閣)

○厚生労働省令第十六号
外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第三条第一項の規定に基づき、外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年二月十日
厚生労働大臣 鈴川 律夫
外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則 (昭和六十二年四月二日) 第四条第二項第二号を削り、同項第三号中「看護師等」を「法第二条第四号ハからヨまでに掲げる資格(以下「看護師等」という。)に改め、「曲面」の下に「の写し」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号から第六号までを「一月ずつ繰り上げ、同項第七号中「記載した医師」の下に「(外國において医師に相当する資格を有する者を含む)」を、「診断書」の下に「前項に規定する者が自ら作成したもの」を除く。」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第八号及び第九号を削り、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を同項第八号とし、同項第十二号を同項第九号とし、同項第十四号中「第三項第十一号」を「第三項第八号」に改める。

平成23年2月10日 木曜日

官報

写真 photo	40mm×30mm	入印用 Revenue stamp																														
<p style="text-align: center;">臨床修練許可申請書 APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING</p>																																
<p>To: Minister of Health, Labour and Welfare</p> <p>内閣総理大臣、厚生労働省に係る医師免許法第3条第1項に基づき、開拓訓練を終えて臨床修練の実習を申請します。</p> <p>Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>国籍 Nationality</td> <td>生年月日 Date of birth</td> <td>西暦 Year 月 Month 日 Day</td> </tr> <tr> <td>氏名 Name</td> <td>原語表記 In the original letters</td> <td>英語表記 in English</td> </tr> <tr> <td>性別/Sex</td> <td>□男/Male □女/Female</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生地/Place of birth</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>本籍地における居住地 Home town/city</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>日本における居住地 Address in Japan</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>電話番号/Telephone No.</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>就労予定地/Intended place of work</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>就労予定地の子後 Plans after the advanced clinical training</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他/others</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	西暦 Year 月 Month 日 Day	氏名 Name	原語表記 In the original letters	英語表記 in English	性別/Sex	□男/Male □女/Female		出生地/Place of birth			本籍地における居住地 Home town/city			日本における居住地 Address in Japan			電話番号/Telephone No.			就労予定地/Intended place of work			就労予定地の子後 Plans after the advanced clinical training			その他/others		
国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	西暦 Year 月 Month 日 Day																														
氏名 Name	原語表記 In the original letters	英語表記 in English																														
性別/Sex	□男/Male □女/Female																															
出生地/Place of birth																																
本籍地における居住地 Home town/city																																
日本における居住地 Address in Japan																																
電話番号/Telephone No.																																
就労予定地/Intended place of work																																
就労予定地の子後 Plans after the advanced clinical training																																
その他/others																																

登録を既済した外國の国名 Country where the license is obtained		年 Month 日 Year Month Day
免許登録(被免許・不被免許) Foreign license or medical practitioner (dentist practitioner - name)		登録を既済した印台 in the original letters
登録の名称 Name of the license		登録表記 in English
登録で用いる言語 Languages which you use in the hospital		日本語表記 (カタカナ) in Japanese Kanji
登録登録後又は被免許人であることの有無 An adult ward or a person under guardianship		□なし/No □あり/Yes
監視下等の行政处分を受けたことの有無 Suspension for disqualification in Japan or overseas		□なし/No □あり/Yes 其他の内容/Details ()
罰金以上の罰に処せられたことの有無 Fine or severer punishment		□なし/No □あり/Yes 其他の内容/Details ()
犯罪に犯し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs		□なし/No □あり/Yes 其他の内容/Details ()
<p>以上の記述内容は実際と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.</p> <p>年 Month Day</p>		

(注) ① 用紙の大きさは、日本工業規格A4をとること。
(Note) Use the paper of Japan Industry Size A4.

② 用紙の裏には、記入しないこと。

③ フォーマットを用い、かぎ書きやプロック線でなつきり記入すること。

④ 落款部に、印影をしないこと。

⑤ 签名の手書きは日本語又は英語で記入すること。

F-11 in Japanese or English except in indicated cases.

告示

- 附則
1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り締つて使用することができる。

○公正取引委員会
消費者庁告示第二号

不当取引品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会等の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約について別表のとおり一部変更を認定したので、同表第四項の規定により、次のとおり告示する。

一 別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会等の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一節変更を平成二十三年一月二十一日付けて認定した。

別表の「事業の種類」欄記載のとおり。
規約の変更内容

別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不正景品類及び不当表示防止法第十一項各号の認定要件に適合すると認められる。

規約	事業の種類	申請者
即常らん製薬業における最高額の是其の制	即常らん製薬業	日本即常真精工業公王販引

（昭和四十二年正月二日）
正取引委員会告示第十三号

はちみつ類の表示に関する公正競争規約 （昭和四十四年公正取引委員会告示第五十号）	はちみつ類製造、販売業及び輸入販売業	食品のり公正取引協議会会員
六号）	売業及び輸入販売業	食品のり公正取引協議会会員
六号）	売業及び輸入販売業	食品のり公正取引協議会会員

チヨコレー卜利用食品の表示に関する公正競争規約(昭和四十七年公正取引委員会告示第十六号)	チヨコレー卜利用食品公正取引協議会会長 竹内 弘光
生めん類の表示に関する公正競争規約(昭和五十一年公正取引委員会告示第十三号)	チヨコレー卜利用食品公正取引協議会会長 竹内 弘光
殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約(昭和五十二年公正取引委員会告示第五十二号)	チヨコレー卜利用食品公正取引協議会会長 竹内 弘光
販売業	チヨコレー卜利用食品公正取引協議会会長 竹内 弘光
殺菌乳酸菌飲料製造業 販売業及び輸入販売業	チヨコレー卜利用食品公正取引協議会会長 竹内 弘光
議会会長 百波 総平	チヨコレー卜利用食品公正取引協議会会長 竹内 弘光

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（許可の申請手続等）

第四条 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 （略）

（削除）

（許可の申請手続等）

第四条 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 （略）

二 臨床修練を終えた後、外国において診療又は法第二条第四号ハからヨラヨまでに掲げる資格（以下「看護師等」という。）に相当する資格に係る業務に従事することを証する書類

三 外国において医師若しくは歯科医師又は看護師等に相当する資格を有することを証する書面

四～六 （略）

七 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものと除く。）

イ～ニ （略）

（削除）

六 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格（以下「看護師等」という。）に相当する資格を有することを証する書面

七 許可の申請に係る次のイからニまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項を記載した医師の診断書

イ～ニ （略）

八 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項を証する書面

イ 医師又は歯科医師 法第三条第三項第二号及び第三号並びに第四項第二号に該当しない者である旨

ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能

訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士
法第三条第三項第二号及び第四項第二号に該当しない者である旨

(削除)

ハ 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 法第三条第三項第二号に該当しない者である旨

九 許可の申請に係る次のイからハまでに掲げる資格の区分に応じ、
それぞれイからハまでに定める事項に係る申述書

イ 医師又は歯科医師 成年被後見人及び被保佐人並びに罰金以上の刑に処せられた者その他医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者でない旨

ロ 助産師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士罰金以上の刑に処せられた者その他該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあつた者でない旨

ハ 診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師 当該資格に係る業務に関し犯罪又は不正の行為のあつた者でない旨

十 ニ (略)

七 ニ 九 (略)

3 (略)

4 3 (略)

臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外國看護師等（以下「臨床修練外国医師等」という。）は、臨床修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床修練に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

← 改正後

写真
photo
40mm×30mm

※許可番号 Permit No.	※許可年月日 Date of Permit
取入印紙 標 Revenue stamp	

臨床修練許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

厚生労働大臣

To: Minister of Health, Labour and Welfare

外國医師等が行う臨床修練に関する法律第17条の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。
Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

国籍 Nationality	生年月日 Date of birth	年 Year	月 Month	日 Day
英語表記 in the original letters				
氏名 Name	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana			
性別/Sex	<input type="checkbox"/> 男/Male <input type="checkbox"/> 女/Female			
出生地/Place of birth Home town/city				
日本における居住地 Address in Japan				
電話番号/Telephone No.				
□帰国/Return to your country 勤務予定先/Intended place of work				
臨床修練終了後の予定 Plans after the advanced clinical training				
□その他/others				
性 Sex	男 Male	女 Female		
生年月日 Date of Birth	年 Year	月 Month	日 Day	
理解し、使用する能力 を有する外語 Foreign Languages which You can understand and use				

様式第一号（第四条関係）(平19厚令5・全改)

写真 photo	取入印紙 標 Revenue stamp
※許可年月日 Date of Permit	※許可番号 Permit No.

臨床修練許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING
外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に係る医師法第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。
第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。
Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

D [日清八五三四・五] ②

第四十五編 厚生 外國医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に係る医師法第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請する法律施行規則) 一五七

資格を取得した外国の国名 Country where the license is obtained				
資格を取得した年月日 Date when the license is obtained		年	月	日
		Year	Month	Day